

令和8年8月21日

各位

会社名 株式会社アイビー化粧品
代表者名 代表取締役社長 白銀 浩二
(コード番号 4918 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役 経営管理部 Manager
役職・氏名 中山 聖仁
電話 03-6880-1201

**第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正型新株予約権への転換権付）
の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、令和8年8月5日付の取締役会において決議いたしました、第三者割当の方法による第6回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、割当先である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下、「LCAO」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio（以下、「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といい、LCAO、MAP246及びBEMAPを個別に又は総称して、以下、「割当先」といいます。）との間で、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結し、本新株予約権の発行価額の総額 1,050,000 円の払込が完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本第三者割当の詳細につきましては、令和8年8月5日付「第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正型新株予約権への転換権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	令和8年8月21日
(2) 発行新株予約権数	15,000 個
(3) 発行 価 額	総額 1,050,000 円 (本新株予約権 1 個につき 70 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,500,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 本新株予約権が行使価額修正型に転換された場合の下限行使価額は 300 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 1,500,000 株です。上限行使価額はありません。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	601,050,000 円（差引手取概算額：578,466,325 円） (内訳) 新株予約権発行による調達額： 1,050,000 円 新株予約権行使による調達額： 600,000,000 円 差引手取概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
(6) 行使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額 400 円 当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予

	約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下、「算定基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額（300円）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。 なお、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
（7） 募集又は割当方法 （ 割 当 先 ）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 11,100 個 MAP246 1,200 個 BEMAP 2,700 個
（8） 新株予約権の行使期間	令和8年8月24日から令和11年8月21日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。
（9） そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結しております。 本新株予約権引受契約においては、割当先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が割当先の本新株予約権引受契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する旨が規定されております。

以 上